

多量排出事業者及び準多量排出事業者による  
処理計画書・実施状況報告書  
－作成・提出の手引き－

令和6年3月  
岩手県 環境生活部 資源循環推進課

## 1 制度概要

### (1) 多量排出事業者（産廃廃棄物・特別管理産業廃棄物）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000 t以上及び前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50 t以上である事業場を設置している事業者を多量排出事業者と規定し、減量計画を作成し都道府県知事に提出することを求めています。また、当該排出事業者は、計画を提出した翌年度には、その計画の実施状況を報告しなければなりません。これらの計画及び実施状況は1年間公表されることとなります。

#### 計画書関係

法12⑨、令6の3、規8の4の5・様式2の8・・・産廃

法12の2⑩、令6の7、規8の17の2・様式2の13・・・特管産廃

#### 報告書関係

法12⑩、令6の3、規8の4の6・様式2の9・・・産廃

法12の2⑪、令6の7、規8の17の3・様式2の14・・・特管産廃

多量排出事業者の処理計画書・実施状況報告書について、過料の規定が設けられています。

多量排出事業者減量計画を提出せず、又は計画の実施の状況を報告しなかったものは、20万円以下の過料に処すること（法第33条第2号及び第3号）。

- ★産廃排出事業所は、毎年度多量排出事業者に該当するか否かを確認し、該当する場合は必ず計画書を提出してください。また、計画書を提出した翌年度には必ず計画の実施状況を報告してください。その際、建設業の場合は<図1 建設業での発生量の考え方>を参照してください。
- ★計画書に添付する様式は、岩手県の条例ではなく、必ず廃棄物処理法による様式を使用（添付してください（提出実績を正確に裏付けるため））。
- ★年度により、排出量が1,000 tを超えたり、下回ったりする事業者は、<図2 毎年度の発生量と提出する計画書・報告書>を参照してください。

#### ○減量計画書において記載・策定しなければならない事項

規則の条文は下記のとおりであり、具体的内容は各事業者が自主的に記載・策定することになります。

##### ・記載事項

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
- 十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

★計画書の作成にあたっては、記載例を参考にするなどしてください。

## (2) 準多量事業排出者

岩手県の「循環型地域社会の形成に関する条例」では、多量排出事業者と同様の考え方に基づいて、事業活動に伴い前年度の産業廃棄物の発生量が500t以上1,000t未満である事業場を設置している事業者を準多量排出者と規定し、多量排出者と同様の計画書・報告書の提出を求めています。

多量排出事業者と同様、これらの計画及び実施状況は1年間公表されることとなります。

なお、提出に関する事項は、上記(1)①～③と同じです。

★条例に基づく準多量排出事業者の計画書・報告書を提出する場合、条例による様式を使用(添付)してください。

図1 建設業における支店と管理作業所別の発生量の考え方

建設会社Aの支店と管理作業所別の発生量

		支店名称				建設会社Aの合計
作業所の所在地		岩手北支店	岩手南支店	青森支店	宮城支店	
発生量	岩手県(盛岡市以外)	①1,100t	③600t	⑤500t	⑦0t	⑨2,200t
	盛岡市	②700t	④100t	⑥100t	⑧1,100t	⑩2,000t
	岩手県全域での合計	⑪1,800t	⑫700t	⑬600t	⑭1,100t	4,200t

- 1 岩手北支店が管理する岩手県(盛岡市以外)内の作業所における発生量は1,100t、盛岡市の作業所における発生量は700tですから、岩手北支店は岩手県に多量排出者の計画書・報告書、盛岡市に準多量排出者の計画書・報告書を提出する必要があります。
- 2 岩手南支店が管理する岩手県内の作業所から600tの廃棄物が発生しているため、岩手県に準多量排出者の計画書・報告書を提出する必要があります。
- 3 青森支店も上記2と同様に岩手県に準多量排出者の計画書・報告書を提出する必要があります。
- 4 宮城支店の管理する岩手県内の作業所からは廃棄物が発生していませんが、盛岡市内の作業所で1,100t発生しているため、多量排出者の計画書・報告書を盛岡市に提出する必要があります。

図2 毎年度の発生量と提出する計画書・報告書

- 岩手県(盛岡市以外)、盛岡市のそれぞれについて、下記のケースに該当する事業所・支店等があるか確認してください。
  - 岩手県(盛岡市以外)内にあり、盛岡市内にはない。⇒県知事へ提出。
  - 盛岡市内にあり、岩手県(盛岡市以外)内にはない。⇒盛岡市長へ提出。
  - 岩手県(盛岡市以外)内、盛岡市内の両方にある。⇒県知事、盛岡市長へ、該当分をそれぞれ提出。
- 建設業の場合は、行政区区域内の作業所(現場)を管理している支店等の単位で集計し、下記のケースに該当する場合は、上記1に沿って提出してください。【建設業A社の支店と管理作業所別の排出量】を参照のこと。

注)「行政区域」とは、岩手県(盛岡市以外)及び盛岡市

	前年度	当該年度	翌年度	翌々年度
【ケース1】 1つの行政区域の廃棄物発生量 ◆継続して500トン以上の事業所・支店等	500t以上	500t以上	500t以上	500t以上
		◆処理計画(多量/準多量)	◆処理計画(多量/準多量) ◆実施状況報告(多量/準多量)	◆処理計画(多量/準多量) ◆実施状況報告(多量/準多量)
	例1) 1,200t	900t	1,100t	1,300t
	例2) 800t	1,100t	700t	600t
【ケース2】 1つの行政区域の廃棄物発生量 ◆2年度間500トン以上 ◆その他の年度は500トン未満の事業所・支店等	500t以上	500t以上	500t未満	500t未満
		◆処理計画(多量/準多量)	◆処理計画(多量/準多量) ◆実施状況報告(多量/準多量)	◆実施状況報告(多量/準多量)
	例1) 800t	1,200t	400t	300t
	例2) 700t	600t	400t	300t
【ケース3】 1つの行政区域の廃棄物発生量 ◆ある1年度のみ500トン以上 ◆その他の年度は500トン未満の事業所・支店等	500t未満	500t以上	500t未満	500t未満
			◆処理計画(多量/準多量)	※計画書提出不要 ◆実施状況報告(多量/準多量)
	例1) 400t	1,200t	400t	300t
	例2) 400t	600t	400t	300t
【ケース4】 1つの行政区域の廃棄物発生量 ◆毎年度500トン未満の事業所・支店等	500t未満	500t未満	500t未満	500t未満

注)「行政区域」とは、盛岡市および盛岡市以外の岩手県内

## 2 書類の提出について

### (1) 提出方法

以下に示したアまたはイの方法によりご提出ください。

なお、提出いただいた書類は、岩手県公式ホームページにおいて公表しますので、社印・代表者印や個人情報（代表取締役など氏名が公表されている方以外の氏名等）の記載がないことを十分ご確認ください。

#### ア 紙媒体で提出

正副2部を郵送または持参により、事業所を管轄する県内の各振興局保健福祉環境部等の環境衛生課に提出してください。（6ページ「提出先一覧」参照）

ただし、盛岡市内の事業所は、盛岡市環境部廃棄物対策課に提出してください。

なお、多くの事業者からの報告が見込まれるため、原則控えの返送等はいりません。

#### イ 電子データ（PDFファイル）で提出

電子データで提出する場合のファイル形式は、「PDF」とします。

（WordやExcelで作成後、PDFに変換したものをお送りください）

作成いただいたデータをメールに添付して指定のアドレスにお送りいただくか、CD-ROMに保存したものを郵送または持参によりご提出ください。

### (2) 提出期限

提出期限は、令和6年7月1日（月曜）です。

なお、毎年6月30日までに提出することとされていますが、令和6年6月30日が日曜で閉庁日であるため、7月1日までとするものです。

### (3) 提出先

メールにより提出する場合は、事業所の所在地に関わらず以下の岩手県庁資源循環推進課代表アドレス宛に提出してください。

#### **【提出先メールアドレス】**

岩手県庁資源循環推進課（代表アドレス） [AC0003@pref.iwate.jp](mailto:AC0003@pref.iwate.jp)

※メールの件名は「（御社名）多量排出事業者による報告」としてください。

※メールが届いた旨の返信は行いませんので、あらかじめご了承ください。

もし、到達確認が必要な場合は、お電話（担当：019-629-5368）をいただくか、メール本文にその旨ご記載ください。

また、紙媒体やCD-ROMにより提出する場合は、事業所所在地の市町村を管轄している県の出先機関に郵送または持参して提出してください。

なお、提出先に関する詳細は、6ページの提出先一覧をご確認ください。

【提出先一覧】

事業所所在地	提出先	郵便番号	住所	電話
県外の事業者	岩手県庁 資源循環推進課	020-8570	盛岡市内丸 10-1	019-629-5368
八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町	盛岡広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	020-0023	盛岡市内丸 11-1	019-629-6563
奥州市 金ヶ崎町	県南広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	023-0053	奥州市水沢 大手町 5-5	0197-48-2422
花巻市 遠野市 北上市 西和賀町	花巻保健福祉環境センター 環境衛生課	025-0075	花巻市花城町 1-41	0198-41-5405
一関市 平泉町	一関保健福祉環境センター 環境衛生課	021-8503	一関市竹山町 7-5	0191-26-1412
釜石市 大槌町	沿岸広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	026-0043	釜石市新町 6-50	0193-27-5523
宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村	宮古保健福祉環境センター 環境衛生課	027-0072	宮古市五月町 1-20	0193-64-2218
大船渡市 陸前高田市 住田町	大船渡保健福祉環境センター 環境衛生課	022-8502	大船渡市猪川町 字前田 6-1	0192-22-9814
久慈市 洋野町 普代村 野田村	県北広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課	028-8042	久慈市八日町 1-1	0194-66-9681
二戸市 一戸町 軽米町 九戸村	二戸保健福祉環境センター 環境衛生課	028-6103	二戸市石切所 字荷渡 6-3	0195-23-9219
※盛岡市 (盛岡市長宛に提出)	盛岡市役所 環境部 廃棄物対策課	020-8531	盛岡市若園町 2-18	019-626-3755

※以下、計画書及び実施状況報告書の記載例です

多量排出事業者計画書【記載例1】

※特管、準多量も本例を参考のこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年〇〇月〇〇日	
岩手県知事 達増 拓也 殿	
<p>計画書は県公式 HP において公表するため 社印・代表者印を押印しないでください。</p>	
提出者	
住所	岩手県〇〇市〇〇町 〇〇号
氏名	株式会社A製造 代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	012-345-6789
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社A製造 △△工場
事業場の所在地	岩手県△△市△△町△番△号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業[プラスチック製造業]
②事業の規模	製造製品出荷額 190億円
③従業員数	120名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥 → 自己中間処理(脱水) → 自己中間処理残さ → 委託処分 廃プラスチック類 → 焼却処分(熱回収)
<p>産廃の種類ごと発生から最終処分が終了するまでの一連の処理工程を記入してください。</p>	

(日本産業規格A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
<div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[社長 (廃棄物管理責任者)] --- B[工場長 (廃棄物処理等責任者)]     B --- C[産業廃棄物担当者]           </pre> </div>			
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">             個人情報（個人名など）は記載しないよう御注意ください。※役職名で可です。           </div>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	1,470 t	35 t
	（これまでに実施した取組） ○汚泥 ●年度に新たな製造設備を導入したことにより、約5%の削減を図った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	1,400 t	30 t
	（今後実施する予定の取組） ○廃プラスチック類 原材料の調達形体、製造工程の見直しにより、約15%の削減を図る。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ○廃プラスチック類 ●年度より焼却処理と埋立とに分別を行い、埋立処分量の削減を行っている。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ○廃プラスチック類 焼却処分を行っているものの中に、マテリアルリサイクル可能なものがある（10%程度）ので、更に分別を徹底し、リサイクルを図る。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら再生利用する予定はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1,470 t	0 t
(これまでに実施した取組) ●年度より脱水装置を最新化し、減量率を向上させた。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1,400 t	0 t
(今後実施する予定の取組) —			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">           記載する事項がない場合は、「—」を記入してください。         </div>			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	-		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	-		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	220 t	35 t
	優良認定処理業者への処理委託量	220 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	35 t
	(これまでに実施した取組)		
	汚泥については、●年度より脱水後の汚泥（中間処理残さ）を優良認定処理業者へ処理委託している。		
	廃プラスチック類については、全量を認定熱回収業者以外の者に処理委託している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	210 t	30 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	210 t	30 t
	再生利用業者への 処理委託量	100 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	20 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	10 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>①脱水後の汚泥の一部を再生利用業者へ処理委託する。</p> <p>②廃プラスチック類については、熱回収を継続することとし、一部を認定熱回収施設設置事業者へ処理委託する。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者計画書

【記載例 2】別紙使用の場合

※特管、準多量も本例を参考のこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年〇〇月〇〇日	
岩手県知事 達増 拓也 殿	
提出者 住 所 岩手県〇〇市〇〇町〇番〇号 氏 名 株式会社A製造 代表取締役 〇〇 〇〇 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 012-345-6789	
社印・代表者印を押印 しないでください。	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社A製造 △△工場
事業場の所在地	岩手県△△市△△町△番△号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業[プラスチック製造業]
②事業の規模	製造製品出荷額 190億円
③従業員数	120名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり
記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付してください。	

(日本産業規格A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

個人情報（個人名など）は記載しないよう御注意ください。※役職名で可です。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	
	（これまでに実施した取組）	
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	
	（今後実施する予定の取組）	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 別紙のとおり
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 別紙のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	(これまでに実施した取組)	

②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

**多量排出事業者計画書【記載例】**  
 ※特管、準多量も本例を参考のこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和6年〇〇月〇〇日			
岩手県知事 達増 拓也 殿			
提出者		<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">                     社印・代表者印を押印                      しないでください。                 </div>	
住所		岩手県〇〇市〇〇町〇番〇	
氏名		株式会社A製造	
		代表取締役 〇〇 〇〇	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号		012-345-6789	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	株式会社A製造 △△工場		
事業場の所在地	岩手県△△市△△町△番△号		
事業の種類	製造業[プラスチック製造業]		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	1,430 t	全処理委託量	240 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	240 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	100 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1,190 t	認定熱回収業者への処理委託量	20 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	10 t
※事務処理欄			

前年度提出した産業廃棄物処理計画書の内容を記入ください。

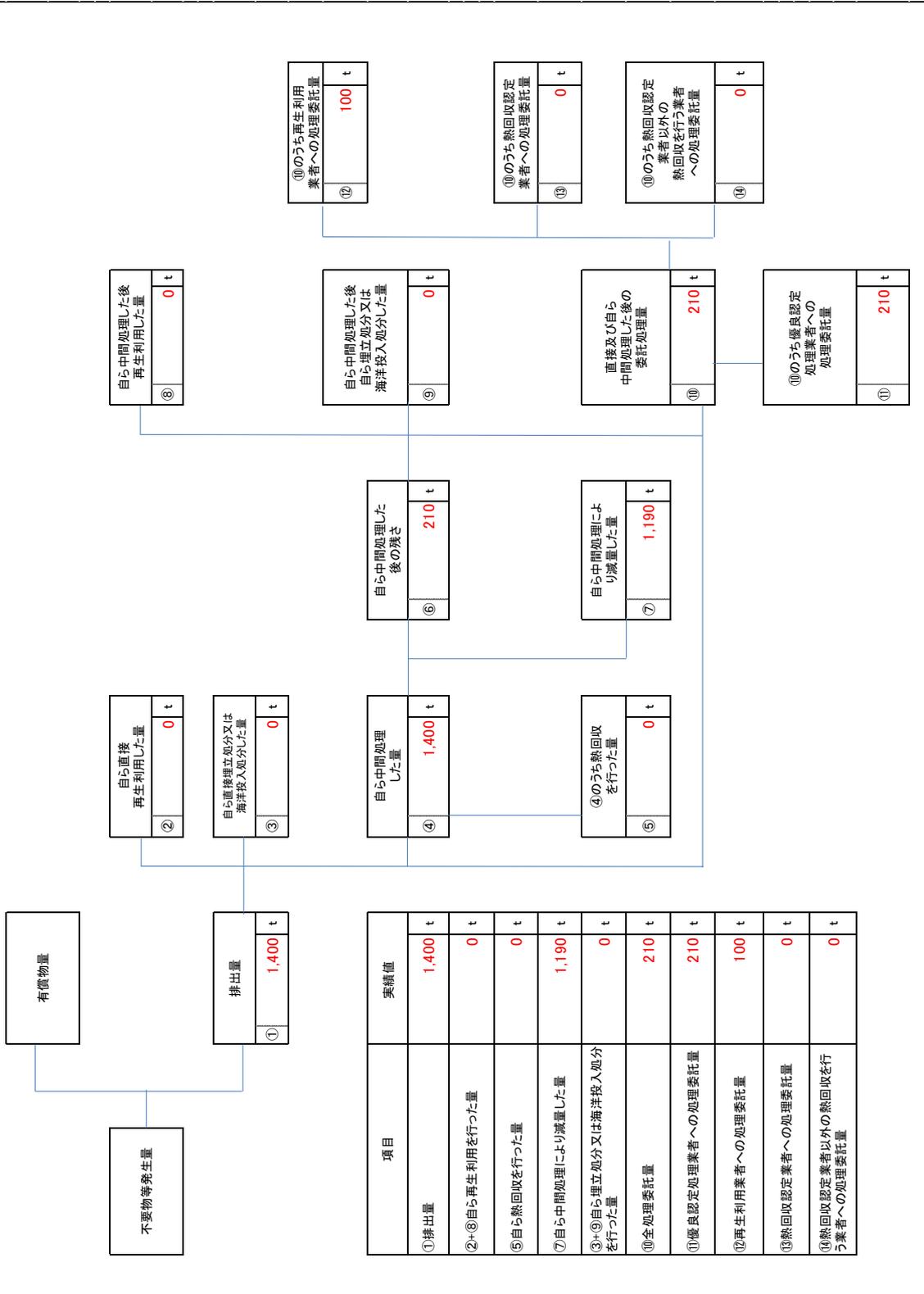
(日本産業規格A列4番)



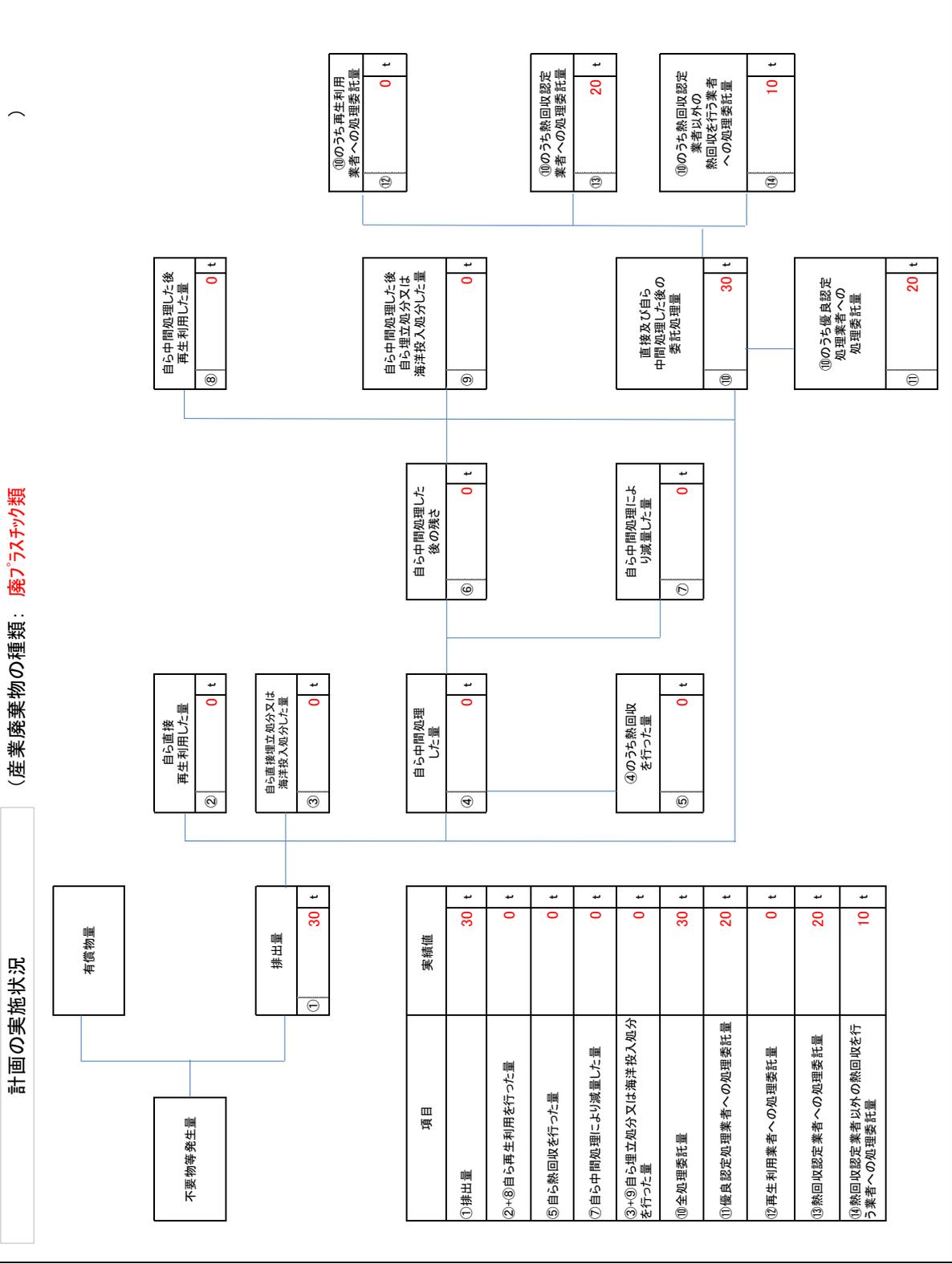


産業廃棄物の種類: 汚泥

計画の実施状況



項目	実績値
①排出量	1,400 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	1,190 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	210 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	210 t
⑫再生利用業者への処理委託量	100 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。